

平成30年度施策要望項目

【種別：新規】

No	要望項目	要望理由	団体	回答内容	関係課
1	街頭キャンペーンへの会場提供について	<p>当協会では障害者街頭キャンペーンなどを甲府駅周辺で実施しているが、配布対象者は県職員・一般企業の方々など通勤時にJRを利用している人に限られるため、本来の広範な広報活動が出来ないことから、不特定多数が集うイオンなどの集合施設でキャンペーンなどを展開したい。</p> <p>ついては、県からこうした集合施設等へ広報活動への協力依頼をお願いしたい。</p>	山梨県障害者福祉協会	平成30年12月に実施する障害者週間の街頭キャンペーンに向け、今後、山梨ふれあい会議が作成する、移動手段を含んだ具体的な実施要領の内容を確認した上で、候補となりうる大型商業施設に協力を依頼します。	障害福祉課
2	各障害者団体の組織率低下について	<p>各障害者団体は会員が減少し、高齢化が進行して会の運営が懸念されている。従前は、障害者手帳・療育手帳の交付者の情報を提供されるなどして会員の勧誘に努めていたが、「個人情報保護法」の施行に伴いそれが不可能になったことがその背景にある。</p> <p>現在、各福祉団体の組織率は10%前後であり、この傾向は全国的な問題となっている。静岡県では、この解消を図るため会員獲得に向けて、県からの補助金が今年度交付されると聞いている。</p> <p>各障害者団体の活性化は、当事者の社会参加を促進するばかりか、障害者福祉施策の有力なモニター機能も有する事にもつながる。「個人情報保護法」の弾力的な運用を国に働きかけるとともに、県あげての会員獲得への協力をお願いしたい。</p>	山梨県障害者福祉協会	<p>「個人情報保護法」の弾力的な運用については、非常に難度が高いものです。御理解を頂きたいと存じます。</p> <p>そこで、県としては御要望を受け、(福)山梨県障害者福祉協会の構成団体の一覧を各市町村に配布し、窓口に配置してもらおうとともに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付する際に同一覧も合せて配布してもらい新規加入者候補者への周知をして頂くよう依頼したところです。(3/22に開催した市町村説明会で依頼済み)</p>	障害福祉課

平成30年度施策要望項目

【種別：新規】

No	要望項目	要望理由	団体	回答内容	関係課
3	障害者スポーツ競技のアスリートの強化について	<p>2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催気運が高まる中で、スポーツアスリートへの関心が高まっているが、これを契機に、国でも「国立スポーツ科学センター」などを整備するなどして選手の育成強化に一層努めている。山梨県でも有力な選手がパラリンピックを目指して日々トレーニングに励んでおり、その様子がマスコミでも取り上げられている。</p> <p>しかし、現在、県から、このような選手達に対する支援はなく、トレーニングにおいては孤軍奮闘しているのが実情である。山梨県障害者スポーツ協会においても何らかの支援をしたいが、組織力・財政面でそれは不可能に近い。オリンピック候補選手には、県スポーツ健康課・県体協から選手強化費(各20万円)が支給されている。</p> <p>については、障害者スポーツ振興の観点からも、パラリンピック候補選手の選定・支援に向けて同様な事業の創設をお願いしたい。</p>	山梨県障害者スポーツ協会	<p>県では、競技力の向上を図るため、国民体育大会での天皇杯900点、20位台を目指し、国民体育大会に参加する競技団体に対して、選手強化費などの支援を行うとともに、県小中学校体育連盟・県高等学校体育連盟・県特別支援学校体育連盟に対し、各種学校体育大会等の開催に要する経費や全国大会への選手派遣に要する経費などを支援しておりますが、選手個人への選手強化費の支援は行っておりません。</p> <p>なお、オリンピック候補選手個人に対する選手強化費の支給は、県体育協会の独自財源による自主事業となっております。</p> <p>このことから、県がパラリンピック候補選手個人に対する選手強化費の支給することは困難な状況です。</p>	スポーツ健康課
4	障害者相談員の充実・強化について	<p>県より各市町村に相談員制度が移管されてから相談員の減少傾向に歯止めがかかっていない。県から委嘱された相談員を制度移管時に廃止した市町村は少なくなく、廃止した地区の中には、主旨を理解した相談員が自発的に継続し務めているケースもある。</p> <p>現在の相談員の体制は、このような不均衡と一方では高齢化が進み活動面では大きな支障も来している。</p> <p>また、相談員連絡協議会は会費を徴収して事業運営をしているが、財源も限りがあるため有意義な事業が展開できない。民間助成も活用しているが、数次にわたりは制度上不可能でもある。よって、自主事業に対する補助制度の創設をお願いしたい。</p> <p>さらに、基幹相談支援センターとの兼ね合いもあるが、相談員未設置の市町村に配置を県から依頼してもらいたい。特に急増している精神障害者の相談件数に比して精神障害者相談員は富士河口湖町のみである。こうした実情も同様に周知して欲しい。</p>	山梨県身体障害者相談員連絡協議会	<p>相談員制度を含めた障害者・家族等からの相談に応じる事業は現在、市町村が事業実施主体となっているところですが、居住する地域において受けられる相談の量と質に格差が生じないように、各障害福祉圏域に配置している圏域マネージャーが中心となり、相談支援体制の充実に引き続き力を入れて参ります。</p> <p>なお、相談員制度自体については、地域生活支援事業の市町村必須事業である、「相談支援事業」の「基幹相談支援センター等機能強化事業」の中に、地域の相談支援体制の強化が事業メニューとしてあることから、市町村に対し、この事業の活用を促して参ります。</p> <p>また、精神障害者相談員の設置についても、基幹相談支援センターを設置する市町村に働きかけて参ります。</p>	障害福祉課

平成30年度施策要望項目

【種別：新規】

No	要望項目	要望理由	団体	回答内容	関係課
5	障害者交流施設の建設について	<p>廃止された「かえで荘」は障害者が安価な費用で交流出来る施設であったが、現在、障害者同士が交流を図ったり、人の眼を気にすることもなく温泉を楽しむなどの施設はない。</p> <p>障害者の社会参加を育むには、当事者同士の交流はその一歩であるが、これを満たす施設の整備や既存の施設を活用してその代替を図るソフト施策の推進を市町村と共同で検討願いたい。</p>	山梨県身体障害者連合福祉会	<p>山梨県総合福祉センターかえで荘は、昭和57年度に建築され施設の老朽化が進む中で、その維持管理に多額の経費を要することや、施設設置当初と比べ類似施設が増加し県が直接サービスを提供する意義が薄れていることなどから、指定管理期間の満了に合わせて平成25年度末に閉館したところであり、現在、かえで荘に代わる新たな施設建設の計画の予定はありません。</p>	福祉保健総務課
6	ヘルプマークの交付について	<p>ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成された、東京都によるマークであるが、平成28年度現在で、京都府・和歌山県・徳島県・青森県・奈良県でも導入されている。</p> <p>本県でも、日常生活でのバリアフリー化、災害時での迅速な支援・対応などを目的に先進自治体に倣い、このマークの交付及び普及に着手してもらいたい。</p>	山梨県腎臓病協議会	<p>昨年7月20日にヘルプマークが日本工業規格(JIS)の図記号として登録されたことを受け、県のホームページにおいてヘルプマークのページを開設し、県民への周知を行っています。同ホームページでは、切り取るとヘルプマークとして使用できる工夫をしたPRチラシをダウンロードできます。また、希望者には、各福祉保健事務所や障害者相談所、精神保健センターの窓口で配布しています。</p> <p>引き続き、県政出張講座や各種イベントなどでPRチラシを配布するなどして、ヘルプマークの普及啓発を図って参ります。</p>	障害福祉課